

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備及び経過措置に関する政令の概要について

1. 背景・趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）については、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、これまで犬猫等販売業者にのみ課せられていた帳簿の備付け保存の義務が犬猫以外を取り扱う第一種動物取扱業者にも拡大され、対象となる業形態についてもこれまでの「販売」に加え、「貸出し、展示その他政令で定める取扱い」が含まれることとなった。**【別添 1】**これを踏まえ、政令委任事項となっている動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いについて、政令で規定する必要がある。

また、改正法により、人の生命、身体等に害を加えるおそれがある動物（特定動物）について、

- ① 交雑することにより生じた動物（以下「交雑種」という。）が新たに規制対象となり、
- ② 特定動物の愛玩目的での飼養等が禁止された

ところ、特定動物を現に飼養等している者が当該特定動物を継続して飼養等を行えるようにするための経過措置は改正法附則に規定されているが、交雑種については改正法で措置されていないため、政令で規定する必要がある。

2. 主な改正の内容

（1）動物に関する帳簿の備付け等の対象の拡充

動物に関する帳簿の備付け等を課す業形態について、「その他政令で定める取扱い」として「動物を譲り受けてその飼養を行うこと」を定める。

（2）特定動物の交雑種が規制されることに伴う経過措置の規定 **【別添 2】**

交雑種について改正法施行日以後の許可を受けようとする者は、改正法の施行日前においても、その許可の申請をすることができることとし、都道府県知事は、許可の申請があった場合に改正法の施行日前においても許可をすることができることとする。

また、改正法の施行日前において交雑種を愛玩目的等で飼養等を行っている者については、改正法の規定に照らせば、本来改正法施行日以後は飼養等が禁止になるが、終生飼養や遺棄防止の観点からは当該交雑種を継続して飼養等してもらうことが適切であるため、改正法施行日以後においても引き続きその飼養等を行うことができることとする。

3. 施行期日

- 改正法の施行の日（令和2年6月1日）とする。
- ただし、特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置については、令和2年3月2日とする。

(別添1)

動物に関する帳簿の備付け等の義務範囲

対象動物	第一種動物取扱業の形態	該当する業者の例
犬・猫	販売	◇ペットショップ ◇繁殖業者
犬・猫以外の動物 (哺乳類、鳥類、爬虫類) ※畜産農業・試験研究用等を除く。	販売	同上
	貸出し	◇ペットレンタル業者 ◇映画等のタレント・撮影モデル
	展示	◇動物園 ◇水族館 ◇動物サーカス ◇動物ふれあいパーク
	政令で定める取扱い 【譲受飼養業】	◇高齢の犬・猫などを世話する 「老犬・老猫ホーム」
● 網掛け 現行制度での義務範囲	保管	◇ペットホテル ◇ペットシッター
● 赤枠 改正後の義務範囲	訓練	◇動物の訓練・調教業者 ◇出張訓練業者
● 黄色セル 本政令での措置事項	競りあわせん業	◇動物オークション市場

(別添2)

特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置について

【特定動物】 改正法附則で経過措置規定済み

飼養等の目的	施行前	施行後
特定目的 (動物園・試験研究等)	許可 <u>必要</u>	◇特定目的での継続飼養の場合に限り新法の許可 <u>不要</u>
特定目的以外 (愛玩飼養)		◇旧法の規定の適用を受けて継続飼養が可能 (許可 <u>不要</u>)

令和2年6月1日施行

●動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令で措置

【特定動物（交雑種）】 ●動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令で措置 (色付き箇所)

飼養等の目的	施行前	施行後
特定目的 (動物園・試験研究等)	許可 <u>不要</u>	◇施行日前でも許可申請が可能 (※)
特定目的以外 (愛玩飼養)		◇都道府県知事は施行日前でも許可可能 (新法の許可とみなす)
		◇施行日の前日まで許可申請が可能 (※)
		◇都道府県知事は施行日前でも許可可能 (新法の許可とみなす)

※令和2年3月2日から事前申請が可能